

石川県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 41 号)

目 次

条 例
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二中「自家用」を「営業用」に、「一 以外のもの」を「以下この条において同じ。」以外のもの及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第二項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の附則第十二条から附則第十二条の二の二までの規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

